

ごあいさつ



所長 仲宗根民男

平成 22 年 4 月 1 日
付けで辞令を受け、衛生環境研究所へ赴任して参りましたので衛環研ニュースの紙面を借りて一言ご挨拶を申し上げます。

日頃、衛生環境研究所の業務遂行に関し、県民の皆様、関係機関・団体等に対し、心より感謝申し上げます。皆様方のおかげをもちまして、当所も公衆衛生行政及び環境行政を担う公的機関として調査・研究業務等に邁進しているところであります。

ご承知のように、当所では、調査研究、試験検査、研修指導、公衆衛生情報の収集・解析・提供を業務として行い、行政関係機関及び当所ホームページ等を通して県民に還元しております。これまでに感染症対策や食品由来の事件、事故などの問題解決を始めとした調査研究、県内特有のハブに関する研究、赤土流出や大気汚染などの環境に関する研究、海洋危険生物に関する研究など多くの研究成果を公表してきました。これらの研究を継承、発展させるとともに更に新しい時代の要請に応えていくことが我々の使命であると考え、職員一同、業務に専念しているところであります。

さて、昨年 4 月末から、メキシコ国において新型インフルエンザ(H1N1)が発生し、国内においても 5 月に入ってから関西地域を中心に感染拡大が起きました。WHO は 6 月 12 日に世界的大流行のフェーズ 6 を宣言し、新型インフルエンザ対策の強化を世界に向け

て発信しました。当所においても、検査機能を強化するとともに、疫学情報の収集・解析等に関し保健所等関係機関と連携しながら「新型インフルエンザ対策」に万全を期して取り組んで参りました。

このように新型インフルエンザ等の、県民の健康を脅かす事象に関する検査・調査業務を遂行してきたにも拘わらず、今日、地方衛生環境研究所の業務に関し根拠となる法的な位置づけがありません。何よりも、技術系職員の調査研究機能等の充実・強化は必須であり、そのためにも法的位置づけが求められ、地域の公衆衛生、環境保全及び健康危機管理等の自治体業務に対し、科学的・技術的側面からの支援をさらに強化することにつながります。

それを実現するために、「地域保健法（平成 6 年法律第 84 号）」の平成 22 年度改定に当たって、関係各位より厚生労働省へ、地方衛生環境研究所の法的位置づけを求める要望書を提出するとのことで、当所としてもその実現を願っております。

最後になりましたが、当所が時代のニーズに合わせた変革を実施することは勿論、行政施策のニーズに応じた機能が求められており、本庁主管課及び関係機関の方からのご意見を伺いつつ議論を重ね、さらに信頼される「地方衛生環境研究所」となるよう職員と共に努力したいと考えております。

今後とも、県民の皆様方のご理解を賜り、関係各位のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成 22 年 6 月 1 日